出前講座「次世代の公共施設を考えよう」にお申し込みください

◎問い合わせ・申込先
本庁行政経営室（☎ 34-2225、FAX 23-5240）

市内にある多くの公共施設は老朽化が進み、また、人口減少により利用率が低下するなど、さまざまな要因で全てを維持することは難しいと考えられます。そこで市では次世代の公共施設マネジメントの取り組みを進めています。

市民の皆さんに生の声で「公共施設マネジメントの取り組み」をお届けし、意見をお聞きするため、出前講座を実施します。

■内容　「市公共施設等総合管理計画・概要版」を通して、本市の公共施設の実態や公共施設マネジメントの取り組みを説明します。

■所要時間　１時間程度（質疑応答時間を含む）

■申込対象団体　市内に在住、勤務、通学しているおおむね10人以上で構成する団体やグループ（各種市民団体やグループ、自治会、ＰＴＡ、学校のクラスなど）

■開催期間
第１期：５月から６月までの平日
第２期：７月から９月までの毎日

■開始時間　午前９時から午後８時まで

■会場　申込団体でご用意ください。

■申し込み方法　講座の開催を希望する日の２週間前までに、申込先で配布する申込書（市ホームページに掲載）に必要事項を記入の上、持参またはファクス

市ホームページ▶

地域の集会施設整備を補助します

◎問い合わせ
本庁地域づくり推進課地域支援室（江刺総合支所・☎ 34-1619）

自治会や町内会などが所有・維持管理をしている集会施設を、新築や改築、修繕などを行う場合に、その整備に要する経費を市が補助します。

対象工事	対象経費	補助金の額
新築	新たに集会施設を建築する工事に要する経費	経費の２分の１に相当する額（千円未満切り捨て・上限400万円）
改築	老朽化が著しい既存の集会施設の一部を取り壊し、新たに集会施設を建築する工事で、30万円を超えるもの	
増築	既存の集会施設と一体を成す建物として床面積を増加する工事で、30万円を超えるもの	
修繕	老朽化が著しい既存の集会施設の経年劣化した部分の機能などを原状回復するための補修で、100万円を超えるもの	
上下水道設備の設置	トイレの水洗化を含む上下水道設備の設置またはトイレの洋式化を行う工事	経費の２分の１に相当する額（千円未満切り捨て・上限50万円）

１　次の経費は補助金の交付対象となりません。
(1) 付属施設（駐車場、自転車置場、外灯など）の工事
(2) 集会施設の取り壊し
(3) 用地の取得、造成および外構工事
(4) エアコンや物置など備品の購入
(5) 自治会・町内会など以外（個人・企業など）が所有または所有する予定の集会施設に係る経費

２　集会施設の新築または改築を原因として、建物移転に伴う補償その他の補償を受けた場合や、この集会施設整備費補助金以外の補助金などの交付を受けた場合は、補助金の額から当該補償または補助金などの交付を受けた額を除いて算出した額を補助します。

■手続き方法
事前に見積書や関係資料を持参の上、問い合わせ先にご相談ください。補助対象の可否を確認後、申請書類の提出となります。

※予算の範囲内で補助金を交付します。事業内容や申請額によっては３年度以降の実施になる場合もあります

※補助金の交付決定を受けずに着工した工事には、補助金の交付ができませんのでご注意ください

土地と家屋の現況調査を実施しています

■問い合わせ
本庁税務課土地係（☎34-2375）、家屋係（☎34-2376）

市では毎年、固定資産税の課税対象となる土地と家屋の現況調査を実施しています。この調査は、公正で適正な課税を行うために、土地の使用状況や、家屋の増改築、未調査による課税漏れ、取り壊しなどを調査するものです。調査員が現地調査に訪問することがありますので、ご協力をお願いします。

■調査員
調査員は市職員で、身分証明書を携帯しています。

■調査方法
【土地】土地課税台帳の登録地目と現況地目との相違を調査します。
【家屋】家屋課税台帳の登録内容（所在地、種類、構造及び床面積など）に基づき、家屋の外周の計測など確認を行います。外観調査を基本としますので、屋内に入ることは基本的にありません。１月２日以降に新増築した家屋は、事前に連絡した上で訪問します。
※所有者や土地の利用状況、家屋の建築年などを確認するため、お話を伺う場合があります
※調査時に、調査員が市税などの徴収を行うことはありません。また、家屋の修繕を勧めたり、業者をあっせんしたりすることは一切ありません

■調査後の対応
現況に課税台帳との相違が認められた場合は、原則として登録内容を変更します。これにより、来年度の税額が変更となる場合があります。

軽自動車税（種別割）のお知らせ

■問い合わせ
本庁税務課市民税係（☎34-2173）

納税通知書を５月１日に発送します

お手元に届きましたら、内容をご確認の上、納期限（６月１日月）までにお近くの金融機関またはコンビニエンスストアで納付をお願いします。なお、納税通知書は現金納付・口座振替どちらもはがき版です。

減免申請を受け付けます

本年度の軽自動車税（種別割）の減免申請を次のとおり受け付けます。昨年度に減免を受けた人も改めて手続きが必要です。納税通知書が届き次第、期限までに申請してください。なお、減免は普通自動車・軽自動車合わせて１台のみです。

■対象者
身体障がい・知的障がい・精神障がいのある人とその介護者
※障がいの種類や等級、軽自動車の使用状況による要件があります。詳しくはお問い合わせください
※本年度から減免対象を拡充します
①肝機能障害により戦傷病者手帳を取得した人を減免対象に追加（特別項症から第３項症まで）
②複数の障がいがある人は、それぞれの障がいが身体障害者手帳の「身体障害者手帳の身体障害者等級表による級別」欄に記載された障がいの級別に該当するものとみなします

■対象車両
障がいのある人が所有し、本人または生計を同じくする人が運転する軽自動車
※本人の所有以外で減免が受けられるのは、本人が18歳未満の場合か、知的障がいまたは精神に障がいがある場合に限ります

■申請に必要なもの
①障がいに関する手帳　②自動車検査証　③運転する人の免許証　④納税通知書　⑤本人以外が運転する場合は、その使用目的に応じた証明書など　⑥印鑑　⑦個人番号カード（または通知カード）

■申請期限
５月25日月
※申請期限を過ぎると受け付けできません。必ず期限までに申請してください

■申請日時・場所

期日	時間	場所
５月７日木～25日月 ※土日除く	8:30～17:15	本庁税務課
５月11日月	9:30～13:00	江刺総合支所 市民生活グループ
５月12日火		前沢総合支所 市民福祉グループ
５月13日水		胆沢総合支所 市民生活グループ
５月14日木		衣川総合支所 市民福祉グループ